

埼玉県食育推進検討会議設置要綱

(目 的)

第1条 食育に係る関係機関、関係団体と連携協働した埼玉県食育推進計画（以下「計画」という。）の策定及び評価等について検討を図るため、「埼玉県食育推進検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

2 検討会議は、次の委員をもって構成し、保健医療部長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 行政機関職員
- (4) 県民代表

(役 割)

第3条 検討会議は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定及び評価に関すること
- (2) 計画の推進に関すること
- (3) 市町村食育推進計画の策定支援に関すること
- (4) その他食育の推進に関すること

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、初年度については任命された日からとし、最終年度の3月31日をもって任期を満了するものとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。

3 前項の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総括し、検討会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会 議)

第6条 委員長は、検討会議を招集し、議長となる。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、又は、別の方法で意見を求めることができる。

(庶 務)

第7条 検討会議の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。